

表 題 部 (土地の表示)		調製	平成1年2月23日	不動産番号	0114000172924
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所 在	板橋区上板橋町七丁目			余白	
	板橋区上板橋二丁目			昭和四〇年五月吉日変更 昭和四〇年五月吉日登記	
① 地 番	② 地 目	③ 地 積	町 反 畝	歩 部	原因及びその日付〔登記の日付〕
式八参番式	宅地	㊸	24	68	昭和参五年貳月七日土地区画整理事業完了 〔昭和参五年五月七日〕
余白	余白		8	54	③式八参番式、式八参番式四、式八参番式五に分筆 〔昭和四五年六月八日〕
余白	余白	余白			昭和六参年法務省令第参七号附則第貳条第貳項の規定により移記 平成元年貳月貳参日

権 利 部 (甲 区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権移転	昭和31年4月25日 第12013号	原因 昭和参元年四月貳五日売買 所有者 板橋区上板橋町七丁目四六九貳番地 西山米造 順位番号の登記を移記
	付記1号 番号登記名義人表示変更	昭和45年5月30日 第25062号	原因 昭和四〇年五月吉日住居表示実施 住所 板橋区上板橋二丁目参七番〇号 順位番号付記番号の登記を移記
2	所有権一部移転	昭和45年7月1日 第30634号	原因 真正な登記名義の回復 共有者 板橋区上板橋二丁目参七番〇号 持分貳分の〇 西山幹夫 順位番号の登記を移記
	余白	余白	昭和六参年法務省令第参七号附則第貳条第貳項の規定により移記 平成元年貳月貳参日
3	西山幹夫持分全部移転	令和5年6月12日 第20790号	原因 平成26年6月29日相続 共有者 さいたま市桜区大字下大久保1699番地2 パルコート浦和319 持分6分の1 西山貴志 千葉県流山市駒木台5番地の2ネオハイツ江戸川台401 6分の1 寺崎政子 埼玉県志木市館二丁目4番6-805号 6分の1 西山有紀

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 K72506 (1 / 1)

1 / 3

順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
4	西山米造持分全部移転	令和5年6月12日 第20792号	原因 平成19年10月18日相続 共有者 茨城県神栖市大野原一丁目10番11号 持分4分の1 西山 眞 由 美 茨城県神栖市筒井1422番地199 4分の1 細 野 谷 貴 子
5	共有者全員持分全部移転	令和5年12月25日 第45201号	原因 令和5年12月25日売買 所有者 埼玉県上尾市上野47番地1 クオリティハウジング株式会社
6	所有権移転	令和5年12月25日 第45202号	原因 令和5年12月25日売買 所有者 東京都港区西麻布四丁目4番1号 株式会社ベストセレクト
7	所有権移転	令和7年6月19日 第23182号	原因 令和7年6月19日売買 所有者 東京都板橋区赤塚五丁目5番5号 株式会社スマイルエコ 会社法人等番号 0114-01-0112 95

権 利 部 (乙 区) (所 有 権 以 外 の 権 利 に 関 す る 事 項)

順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
<u>1</u>	<u>抵当権設定</u>	<u>昭和46年5月10日</u> <u>第21260号</u>	原因 <u>昭和四六年五月㊦日金銭消費貸借同</u> <u>設定</u> 債権額 <u>金貳百万円</u> 利息 <u>年九・四八%</u> 損害金 <u>年㊦八・貳五%</u> 債務者 <u>板橋区上板橋二丁目参七番㊦号</u> <u>西山 幹 夫</u> 抵当権者 <u>豊島区巢鴨二丁目㊦番貳号</u> <u>巢 鴨 信 用 金 庫</u> (取扱店 常盤台支店) 共同担保 <u>目録(㊦)第四㊦番四号</u> 順位㊦番の登記を移記
<u>2</u>	<u>西山幹夫持分根抵当権設定</u>	<u>昭和59年11月6日</u> <u>第40900号</u>	原因 <u>昭和五九年㊦〇月貳七日設定</u> 極度額 <u>金参百五拾万円</u> 債権の範囲 <u>信用金庫取引</u> <u>手形債権</u> <u>小切手債権</u> 債務者 <u>板橋区上板橋二丁目参七番㊦号</u> <u>西山 貴 志</u> 根抵当権者 <u>豊島区巢鴨二丁目㊦番貳号</u> <u>巢 鴨 信 用 金 庫</u> (取扱店 常盤台支店) 共同担保 <u>目録(㊦)第六㊦番七号</u> 順位㊦番の登記を移記
<u>付記1号</u>	<u>貳番根抵当権変更</u>	<u>昭和62年9月4日</u> <u>第42518号</u>	原因 <u>昭和六貳年九月参日変更</u> 極度額 <u>金七百万円</u> 順位㊦番付記㊦号の登記を移記

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 K72506 (1 / 1)

2 / 3

順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
	余白	余白	昭和六参年法務省令第参七号附則第貳条第貳項の規定により移記 平成元年貳月貳参日
3	1番抵当権抹消	平成11年12月7日 第37289号	原因 平成11年11月30日弁済
4	2番根抵当権抹消	平成11年12月7日 第37290号	原因 平成11年11月30日解約
5	抵当権設定	令和7年6月19日 第23183号	原因 令和7年6月19日金銭消費貸借同日設定 債権額 金5,700万円 利息 年2・9%(年365日の日割計算) 損害金 年14・0%(年365日の日割計算) 債務者 東京都板橋区赤塚五丁目5番5号 株式会社スマイルエコ 抵当権者 東京都青梅市勝沼三丁目65番地 青梅信用金庫 共同担保 目録(㊦)第7691号



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。

(東京法務局板橋出張所管轄)

令和7年7月16日

東京法務局新宿出張所

登記官

嶋田明彦

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 K72506 (1/1)



3/3